平成17年3月18日規則第71号

改正

平成17年7月1日規則第178号平成21年7月7日規則第57号

新潟市高齢者支援センター条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、新潟市高齢者支援センター条例(平成16年新潟市条例第63号)の施行に関し 必要な事項を定めるものとする。
- 第2条及び第3条 削除

(届出)

- 第4条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに指定管理者にその旨を届け出なければならない。
  - (1) 新潟市高齢者支援センター(以下「センター」という。)の利用を終了した場合
  - (2) センターの施設、設備又は用具を損傷した場合
  - (3) センターにおいて災害その他事故が発生した場合

(利用の許可申請等)

- 第5条 条例第4条第1項前段の規定により、センターの利用の許可を受けようとする者は、その利用の日の7日前までに別記様式第1号による利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。
- 2 条例第4条第1項後段の規定により、センターの利用の変更の許可を受けようとする者又は条例第6条の規定によりセンターの利用の取止めの申出をしようとする者は、その利用の日の7日前までに別記様式第2号による利用変更許可申請書兼利用取止申出書を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項の利用許可申請書は、利用の日の3か月前から提出することができる。 (利用許可書等の交付)
- 第6条 指定管理者は、センターの利用を許可する場合は、別記様式第3号による利用許可書を交付するものとする。
- 2 指定管理者は、センターの利用の変更を許可する場合は、別記様式第4号による利用変更許可 書を交付するものとする。

(許可書の提示)

- 第7条 前条の許可書は、センターを利用する際に指定管理者に提示しなければならない。 (使用料納付期日決定の申請等)
- 第8条 条例第11条第2項ただし書の規定により、別に使用料の納付期日の決定を受けようとする 者は、別記様式第5号による使用料納付期日決定申請書を指定管理者に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定により使用料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第6号による使用料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の免除)

**第9条** 条例第12条に規定する規則で定める特別の利用があると認める場合とは、次の表の左欄に 掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。

		特別の理由	使用料を免除する額
1	1	社会教育関係団体が利用する場合	全額
2	2	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

- 2 条例第12条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、別記様式第7号による使用料免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除 を決定したときは、別記様式第8号による使用料免除決定通知書により申請者に通知するものと する。ただし、第1項の表2の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受 けなければならない。

(使用料の還付)

**第10条** 条例第13条第2項ただし書きの規定による使用料の還付は、次の表の定めるところにより 行うものとする。

	還付する場合	還付する額
1	利用者の責めに帰すことができない理由により中之口	使用料の額に相当する額
	高齢者支援センターの多目的ホール(以下「ホール」	
	という。)の利用をすることができなかった場合	
2	利用者がホールの利用の日の7日前までに利用の取止	
	 めの申出をした場合	

- 3 その他市長が特別の理由があると認める場合
- その都度市長が定める額
- 2 条例第13条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、別記様式第9号 による使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第10号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

- 第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第11号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。
- 2 条例第17条第1項及び新潟市高齢者支援センター条例の一部を改正する条例(平成17年新潟市 条例第52号)附則第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 定款, 寄附行為又はこれらに準ずるもの
  - (2) 役員名簿
  - (3) 経営状況に関する書類
  - (4) 納税を証する書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類

(徴収委託)

第12条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、私人にホールの使用料の徴収事務を委託すること(以下「徴収委託」という。)ができる。

(徴収事務委託証)

第13条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者(以下「受託者」という。)に別記様式第12 号による使用料徴収事務委託証(以下「委託証」という。)を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第14条 市長は,第12条の規定により徴収委託をした場合は,その旨を新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し,かつ,市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(受託者の領収証書の交付)

第15条 受託者は、徴収委託を受けた使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した使用料の払込み)

第16条 受託者は、徴収した使用料をその徴収した日の翌日(その日が休館日に当たるときは、その翌日)までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

- 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。
  - (1) 受託者が不正な行為をした場合
  - (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
  - (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
  - (4) その他市長が徴収委託をすることが不適当であると認めた場合
- 2 前項の規定により徴収委託を解除された者は,直ちに市長に委託証を返納しなければならない。
- 3 第14条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際,西川町高齢者ふれあいセンター及び中之口高齢者支援センターにおいて 残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

附 則 (平成17年規則第178号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第57号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

					新潟市高齢者支援や	ニンタ	一利	用許	可申	請書	F				
												年	F	]	日
(	あて	先)	新潟	市高	齢者支援センター指	定管	理者								
					団体名				氏名	(代表	浸者	-)			
申		請		者					電話	(		)			
					住所				利用	人数					人
利	用	施	設	名											
利月	用目白	勺及	びけ	內容				使月	用料					F	9
利	用		日	時	年 月	日(	)		竹・後 竹・後		時時	î Î	分が分す		
							受付					許可	「番号	1.	
	利	J用	を許	可し	てよいでしょうか。		(		)				許可	丁第	号
処						_		年	月	日					
理						j	起案				-				
欄								年	月	日		許可	「書る	を付け	3
						i	決裁						年	月	日
								年	月	日					
3 <del>1</del> −1	-	7) II	1 0 dk of	1-1-1	利用日の7日前まで	) = HE	uli) -	-,	ا ماد الارد						

2 太線の中だけ記入してください。

#### 別記様式第2号(第5条関係)

		高齢者支援センター利用変 お高齢者支援センター指定		申請書兼利用	用取止申 年		日
		団体名		氏名(代	表者)		
申	請者	1)		電話(			
		住所		利用人	数		人
利	用施設名						
利力	用許可日等	年 月 日	許可番号	· 許可第	号(	変 の ・ 取止	
		変更前			変更	後	
変更力	利用日時	年 月 日(   午前・後 時 分か   午前・後 時 分ま	5	年 午前・後 午前・後	時		ò
内容	利用人数		人				人
	使 用 料		円				円
処	上記のと‡ でしょうか。	おり(許可・受理) してよい		) 月 日		可番号	
理欄			起案年	月日	変更許	可書交	付日
11119			決裁年	月日		年 月	日

- 注1 利用許可書を添付してください。
  - 2 利用日の7日前までに提出してください。
  - 3 太線の中だけ記入してください。

# 別記様式第3号(第6条関係)

新潟市高齢者支援	センター利用許可書
----------	-----------

第 号

年 月 日

様

新潟市高齢者支援センター指定管理者 印

th	24		+	団体名	名				氏名	(代表者	舌)	
申	計		者	住所					利用	人数		人
利	用 施	設	名									
利	用	日	時		年	月	日( )	午前・午前・		時時		
利月	用目的》	及び戸	内容					使用	料			円
備君	夸											

注 利用の際は、この利用許可書を受付に提示してください。

# 別記様式第4号(第6条関係)

		新潟市高齢者支援センター利用	変更許可書
			第
			年 月 日
		様	
		新潟市高齢	者支援センター指定管理者 日
		団体名	氏名(代表者)
			電話( )
申	請 者	住所	利用人数
利	用施設名		
利	用許可日等	年 月 日 許可番号 許可第 号 の変	変更
変	更 理 由		
		変更前	変 更 後
変	til III er et	年 月 日()	年 月 日()
更	利用日時	午前・後 時 分から	午前・後 時 分から
内		午前・後 時 分まで	午前・後 時 分まで
容	利用人数	Д	J.
1-4			

注 利用の際は、この利用変更許可書を受付に提示してください。

# 別記様式第5号(第8条関係)

中之口高齢者支援センター多目的ホール使用料納付期日決定申請書

年 月 日

(あて先)中之口高齢者支援センター指定管理者

申請者 住所(団体にあっては所在地)

氏名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

年 月 日申請の利用については、下記のとおり使用料の納付期日 の決定を受けたいので申請します。

申	請	理	由												
利用	許	可日	等		年	月		日	許可	番号	許	可 第	-5	<del>}</del>	
使月	用 米	斗 の	額					円	利用日	一時		年 <b>竹・後</b> <b>竹・後</b>		分	からまで
納有	寸者	6 望	日				年	月	日						
		申請	のと	おり決	定して	てより	いで	しょ	受付(		)	)	決定通	知番	号
処		申請か。	のと	おり決	定して	てより	いで	しょ	受付(		月			知番	号 号
			のと	おり決	定して	てより	いで	しょ	受付(起案		,				
処理			のと	おり決	定して	てより	いで	しょ		年	,	日		第	号
			のと	おり決	定して	てより	いで	しょ		年	月	日	決定通	第	号

注 太線の中だけ記入してください。

# 別記様式第6号(第8条関係)

決定したので通知します。

P之口高齢者支援セン	ター多目的ホール	/使用料納付期日決定通知書
------------	----------	---------------

第 号

年 月 日

印

様

中之口高齢者支援センター指定管理者

年 月 日付けで申請のあった使用料の納付期日について下記のとおり

利	用	日	時	午前	• 後		月分から		時	分まで	
納	付	期	日			年	月	日			
納	付	金	額								円
備考	;										

# 別記様式第7号(第9条関係)

#### 中之口高齢者支援センター多目的ホール使用料免除申請書

年 月 日

(あて先)中之口高齢者支援センター指定管理者

申請者 住所(団体にあっては所在地)

氏名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

年 月 日申請の利用については、下記のとおり使用料の免除を受けたいので申請します。

甲	請理	E	E										
利月	用 許 可	日等	争	年	月	日	許	可番	号	許可	第	号	
使	用料の	つ 箸	Ą			円	利用日	時		年 前・後 前・後	月 時 時	分为	) から まで
免	除 申 請	青 名	Ą										円
	次の	とお	ŋ	決定してよ	いでし	よう	受付(			)	免除決	定通知	印番号
	か。							年	月	日			
処	免除	額				円	起案					第	号
理								年	月	日	免除犯	央定通	知書
欄							決裁				交付日		
								年	月	日	年	: 月	日

注 太線の中だけ記入してください。

# 別記様式第8号(第9条関係)

中マロマ粉老士授とい	2 4日始上		少汉 kn 非
中プロ高齢者支援セン	ター多月的ホール	レ使用料免除決	<b>正油知</b>

第 号

年 月 日

様

中之口高齢者支援センター指定管理者

印

年 月 日付けで申請のあった使用料の免除について、下記のとおり決 定したので通知します。

利	用	ı	B	時	午前・後		日( )	·後	時	分まで	
使	用:	料	の	額							円
免	除:	決	定	額							円
免	除	後	の	額							円
備	夸										

# 別記様式第9号(第10条関係)

中之口高齢者支援センター多目的ホール使用料還付申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

申請者 住所(団体にあっては所在地)

氏名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

印

年 月 日に納入した使用料について、下記のとおり還付を受けたい ので申請します。

申	請 理	由												
利	用許可	日等	許可	<b>「番号</b>	年 許可	月	百	号						
還	付 申 訴	背 額				円	利用	日時		ණ F前・後 F前・後	爰 叚	日 ( f	分	からまで
							納入年月日				年	月		日
納入済使用料			円			番	号	· 第	育	号				
	次のとか。	こおり	還付	してよい	べし。	ょう	受付(	年		月	備考			
	還付	額				円	起案							
処理欄	課長	補	佐	係長	仔	Ŕ		年	月	日				
							決裁				使用料	와 還	付	決定
								年	月	日	通知書	校付	寸日	
							還付都	肾号						
							ŷ	育		号	年	= )	月	日

注 太線の中だけ記入してください。

# 別記様式第10号(第10条関係)

中之口高齢者支援セン	ンター多目的ホー	ル使用料環	付決定通知書
------------	----------	-------	--------

第 号

年 月 日

様

新潟市長印

年 月 日付けで申請のあった使用料の還付について,下記のとおり決定したので通知します。

利用日時	年 月 日( ) 午前・後 時 分から午前・後 時 分まで	
納入年月日	年 月 日	
納入済使用料		円
還付決定額		円
備考		

新潟市高齢	者支援セン	ター指定管理	者指定申請書
ADA L 1859 L L A LEET BELLA.	TI X 1/2 L V	7 1H VE B 200	DIBALTON O

年 月 日

(あて先)新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市高齢者支援センター(

)の指定管理者の指定

を受けたいので, 関係書類を添えて申請します。

#### 別記様式第12号(第13条関係)

第 号

中之口高齢者支援センター多目的ホール使用料徴収事務委託証

氏名又は名称

上記の者に中之口高齢者支援センターの多目的ホールの使用料の徴収事務を委託したことを証明する。

有効期限 年 月 日まで

年 月 日

新潟市長印